

避難行動要支援者名簿の更新及び個別避難計画の提供について

避難行動要支援者名簿について、令和8年度版に更新しますので、お手持ちの令和7年度版との差し替えをお願いします。また、令和7年度までに作成いただいた個別避難計画の写しを提供します。

1 【依頼】名簿差し替え作業

- (1) 令和8年度版名簿に差し替えをお願いします。
- (2) 新しい名簿と引き換えに、「多治見市避難行動要支援者名簿受領書様式4」に記名ください。
- (3) 差し替え後の古い名簿（令和7年度版）は、机上に配布した茶封筒に入れてご返却ください。
- (4) 古い名簿は個別に破棄することなく、区長を通じて必ず危機管理課に返却してください。本日古い名簿をお持ちでない方、未回収の名簿がある方は、後日、危機管理課（本庁舎4階）までご返却をお願いいたします。

2 名簿の管理について

- (1) 名簿の保管者、閲覧範囲、保管者（区長以外）への情報提供について

各区長に対して提供した名簿は、必要に応じて、下記の表の範囲でご活用ください。

※ 民生児童委員には、危機管理課から直接原本を配布しています。

	保管者	保管できる名簿の範囲	閲覧できる者
原本	区長	区全体	区の役員・組織内で要支援者へ働きかけを実施する者
複写	副区長	区全体	区の役員・組織内で要支援者へ働きかけを実施する者
	町内会長	所属する町内会部分のみ	町内会役員・組織内で要支援者へ働きかけを実施する者
	自主防災隊隊長	所属する自主防災隊の範囲のみ	自主防災隊隊員・組織内で要支援者へ働きかけを実施する者

- (2) 名簿の保管場所について

名簿は部外者が持ち出したり、容易に閲覧したりすることがないように、鍵のかかるロッカー、机など、施錠できる場所に保管してください。施錠可能な場所がない場合は、机の中など他人の目に触れない場所で保管してください。

3 名簿情報提供についての意向調査

今年度、避難行動要支援者の登録対象者全員（約9,000人）に対し、改めて名簿情報提供についての意向調査を実施します。対象となった方へは9月～10月頃に案内文を発送する予定です。自治会の皆様に業務をお願いするものではありませんが、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

4 個別避難計画の提供等について

令和7年度までに作成いただいた計画書（写し）を提供します。平時の見守りや避難訓練等でご活用ください。提供された計画書は、個別避難計画対象者リスト保管用のファイル（水色）にて管理をお願いします。また、新規対象者の作成については、第2回区長会議にて詳細をお示しします。

※ 計画書作成事業を実施中の区については、作成事業終了後に写しを提供します。

多治見市役所企画部危機管理課（本庁舎4階）	
担当	小板、内山
電話	0572-22-1378（内線1417）

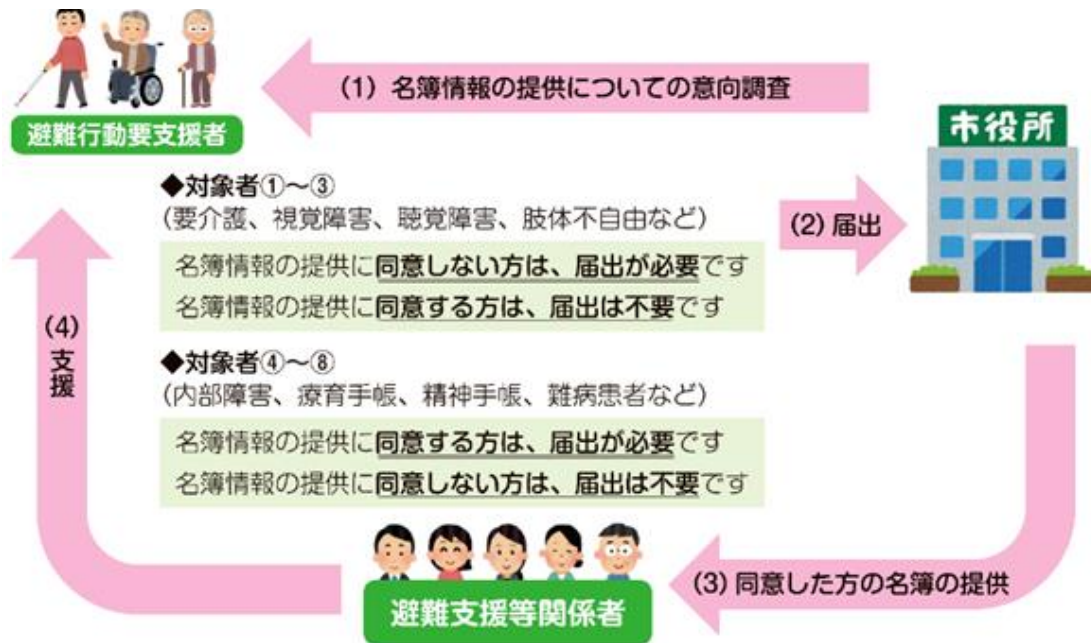
5 参考

(1) 避難行動要支援者名簿について

東日本大震災で自力での避難が困難な高齢者や障害者の方などの避難行動要支援者(以下、要支援者)が犠牲になるケースが多く見られたことから災害対策基本法が改正され、市に対して名簿の作成および地域への提供が義務付けられました。これに基づき、多治見市では、平成30年度から自治会の皆さまへ提供しています。

平常時からこの名簿を地域で把握していただき、声かけや地域の防災活動(防災訓練等)の中で、災害時に声を掛けあって助け合いのできる関係を築いていただくことを目的としています。

【名簿制度の流れ】



(2) 個別避難計画について

ア 概要

令和3年に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者ごとの個別具体的な避難計画(個別避難計画)の作成が市町村の努力義務とされました。計画書を作成することで、実際に災害が発生した場合に避難支援が円滑に行われ、要支援者の被災が軽減できます。

イ 計画の作成方針

災害時に避難支援を行っていただける可能性が高いのは近隣の地域住民であることが明らかになっています。このことから、多治見市は地域住民や民生児童委員等の関係者のお力をお借りして計画を作成しています。計画作成を通じて要支援者と地域住民の「つながり」を深めていきます。

ウ 作成対象者

名簿に登録されている方の中から、災害によって被害を受ける可能性の高い、「浸水想定区域(L1、L2)」「土砂災害(特別)警戒区域」にお住まいの方を優先的に作成しています。